

## 令和 8 年度修繕業務委託要項

### (募集要項)

- |          |   |
|----------|---|
| 1. 募集期間  | 令和 8 年 3 月 6 日 (金) まで                                 |
| 2. 申 込 先 | 湖北水道企業団 施設課 管理グループ                                    |
| 3. 申込方法  | 参加申込書他必要書類を持参またはデータ形式にて提出                             |
| 4. そ の 他 | 申込受付時間は募集期間の土曜、日曜、祝日を除く<br>午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで |

令和 8 年度修繕業務は次のとおりとする。

### 第 1 項 (期間)

令和 8 年 4 月 1 日より令和 9 年 3 月 31 日までの 365 日間。

### 第 2 項 (業務委託時間)

契約業者から当番制により 1 日 1 業者を指定する。

(午前 8 時 30 分から翌日の午前 8 時 30 分までの 24 時間)

ただし、次の期間においては 1 日 2 業者を指定する。

- (1) 8 月 13 日～8 月 15 日 (お盆期間)。
- (2) 12 月～翌年 2 月までの土・日・祝日。
- (3) 12 月 29 日～1 月 3 日 (年末年始) の 6 日間。

### 第 3 項 (修繕業務)

修繕業務内容は次のとおりとする。

企業団の管理する水道施設等の漏水修理および緊急性を伴う水道施設の切り回しや路面復旧工事等。

なお、工事の際は、看板等保安施設を用意するなど現場の安全管理を図ること。

(交通誘導員は、基本的に企業団にて手配。)

緊急性のある漏水、破損等については、当日の修理当番業者が対応するものとする。土曜日、日曜日または祝日等に連絡があった場合において、緊急性を要しないものについては、企業団職員が確認した日の修理当番業者が対応するものとする。

### 第 4 項 (修理費用)

企業団入札制度の「追認工事の契約金額の決め方」を準拠し出来高設計とする。

ただし、税込みの出来高設計額が 20 万円未満のものについては契約書・請書の作成は省略し、設計額に請負率を乗じないで支払うものとする。

契約者で算出する設計額は、修繕工事等単価 (企業団作成) 及び一般工事設計単価 (見積等) を使用し算出する。

契約者が修繕工事等を行ったときは、修繕工事等請求書（税込 20 万円以上は修繕工事等報告書）と工事写真、位置図、図面等を紙媒体またはデータ形式（税込 20 万以上は別途、追加資料あり）にて提出するものとする。

なお、修繕に使用する資材（管材料等）については、修繕を行う契約者の希望により資材を支給する。

#### 第 5 項（待機に伴う費用）

修理当番日の待機料は 1 日 10,000 円（税抜）とする。

待機料は半期毎（9 月末及び 3 月末）の請求に基づき支払うものとする。

（契約を解約した時は、解約日の翌月末に請求に基づき支払うものとする）

#### 第 6 項（委託契約）

修繕業務の委託契約は、次の要件をすべて満たす指定給水装置工事事業者で、令和 8 年 3 月 6 日（金）までに別紙申込書により受託を希望した者と契約する。

- (1) 石岡市、小美玉市に所在（指定給水装置工事事業者証に記載された事業所の所在地）を置く事業者。
- (2) 湖北水道企業団建設工事等入札参加資格者名簿に登録され、経営事項審査結果において水道施設の総合評点を有している事業者。
- (3) 重機及びトラックならびに修繕に必要な資機材等を手配できること。
- (4) 前年度に修繕業務委託契約を解約していないこと。

#### 第 7 項（年度途中契約）

年度途中契約は行わない。

#### 第 8 項（契約の解約）

契約者が修繕業務を履行するにあたり、次に示す行為（始末書等の提出）が契約期間内に 2 回あった場合は、2 回目の行為が認められた月の末日を以て契約を解約するものとする。また、当該該当者は次年度の 1 年間、修繕業務に参加することができないものとする。

なお、契約工事中に改善指示書・改造請求書の提出があった場合は、それぞれ 1 件の提出につき、始末書 1 件として取り扱うものとする。

- (1) 当番日の連絡が取れない場合。
- (2) 緊急修理の場合、依頼後、現地調査までにおおむね 2 時間以上の時間を要した場合。
- (3) 自社施工にて配水管の破損や布設替工事等による給湯機やエコキュートを含む水道設備の不具合に関する対応を拒否した場合。
- (4) 竣工図の訂正や追加資料の提出など企業団の指示に対し、応じない場合。また、竣工図書の提出書類に事後対応できない多数の不備があった場合。

- (5) 修繕業務（工事から図書の提出までを含む）の全部を一括して他人に委託した場合。
  - (6) 企業団に対し、虚偽の報告を行った場合。
  - (7) 業務上必要な免許や教育（石綿作業・重機の運転等）を受けていない作業員が作業を行った場合。
  - (8) あらかじめ断水日時または施工日が定められている案件について、正当な理由なく施工を拒否した場合。
- ※ その他、何らかの理由により第1項から第3項を満たせなくなった時は、その月の末日に契約を解約するものとする。

## 令和8年度 修繕業務参加申込書

令和8年度修繕業務を受託したく申し込みます。  
なお、修繕業務を施工する際は、水道法及び湖北水道企業団の諸規定（令和8年度修繕業務委託要項）を遵守することを誓約いたします。

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

湖北水道企業団  
企業長 谷島 洋司 様

委託契約に伴う添付書類一覧表

1. 令和 8 年度修繕業務参加申込書
2. 指定給水装置工事事業者証の写し
3. 作業員名簿（全建統一様式第 2 号若しくは自社様式で全建統一様式に相当するもの）
4. 雇用関係の確認書類  
（住民税特別徴収税額決定通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、  
雇用証明書、健康保険証 等）  
※氏名および雇用形態の確認に必要な記載のみで提出願います。  
※健康保険証がマイナンバーカードに紐付けされている場合は、マイナンバーカードの  
写しの提出は不要です。
5. 直近の経営規模等評価結果通知書の写し
6. 連絡先（メールアドレス、担当者 2 名の氏名および電話番号）

上記書類を番号の順に綴り、申込締め切り日までに施設課 管理グループまで提出願います。

提出先

湖北水道企業団 施設課 管理グループ  
電 話 0299-24-3232  
E-mail [kohoku@gold.ocn.ne.jp](mailto:kohoku@gold.ocn.ne.jp)

参考様式

連絡先

会社名  
郵便番号 〒  
住所  
電話番号  
F A X  
メールアドレス

※ 修繕工事の単価表、その他連絡事項を受け取れるメールアドレスの記入をお願いします

担当者名

担当者①  
氏名  
電話番号

担当者②  
氏名  
電話番号